

平成21年度第1回向日市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日 時 平成21年7月2日(木)午後2時～午後3時30分
(2) 場 所 向日市役所大会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する委員数 15名
(2) 出席委員数 14名

会 長	植 田 實
1号委員	稲 本 收 一
”	五十棲 正 孝
”	川 崎 雅 史
”	西 田 一 雄
”	河 野 恵 子
2号委員	石 原 修
”	大 橋 満
”	荻 野 浩
”	西 川 克 巳
”	山 田 千 枝 子
3号委員	山 本 崇 裕
4号委員	長 谷 川 勤
”	高 田 七 重

[傍聴者] なし

3 報告

- (1) 京都都市計画用途地域の変更に係る(原案)について(報告)
(2) 向日市都市計画道路見直しネットワーク構想案について(報告)

(事務局)

定刻でございますので、ただいまから、平成21年度第1回向日市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

議事にお入りいただきます前に、事務局からご報告したいことがございますのでよろしくお願い申し上げます。

本日の委員のご出席状況をご報告申し上げます。

現在、ご出席の委員は、14名でございます。本審議会条例第6条第1項に定める定足数を満たしております。会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は報告が2件ございますのでお願い申し上げます。

それでは、植田会長よろしくお願い申し上げます。

(会長)

本日は皆さまには、大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、平成21年度第1回向日市都市計画審議会を開かせていただきます。

審議会運営規則によりまして、この後の議事の進行につきましては、私が議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくご協力をお願い申し上げます。

本審議会は、原則公開で運営します。本日の議事及び報告の内容につきましては、向日市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当して非公開とすべき情報は含まれておりません。したがって、今日の報告につきましては、この会議を公開することといたします。

事務局、本日の傍聴者はありますか。

(事務局)

本日の傍聴者はございません。

(会長)

それでは、報告1の「京都都市計画用途地域の変更に係る(原案)について」について事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、報告1の「京都都市計画用途地域の変更に係る原案」についてご説明いたします。

1点目は用途地域の変更についてでございます。

お手元にお配りしております資料1-1「久世高田・向日寺戸地区の概要図」(縦長A-3版)をご覧くださいと存じます。

現在の土地区画整理事業などの進捗状況をご説明申し上げます。

ご承知のとおり、キンピール京都工場跡地については、広域的な商業、業務や生活、文化など複合的な都市機能をもった新たな市街地形成を図るものとして、平成16年9月に地区整備計画を都市計画決定いたしました。現在、道路及び公園をはじめとする都市基盤整備を土地区画整理事業として施工いたしております。資料の から の写真につきましては、現在の道路を始め

とする都市基盤整備を土地区画整理事業として実施いたしております状況でございます。おむね道路形態が整いつつある状況でございます。来年3月の事業完了の予定でございます。こうした進捗状況を踏まえ、地区計画の方針等にふさわしい地域地区に変更するため、来年3月の時期をめぐりまして都市計画決定の手続きを行うものでございます。

次のページの資料1 - 2をご覧ください。京都都市計画用途地域変更の計画書でございます。京都府決定の計画書であります。用途地域の種類別の面積等を記載いたしております。

次のページの資料1 - 3が新旧対照表でございます。用途別の新旧の面積と増減を備考の欄に記載しております。

次の資料1 - 4の「用途地域変更の新旧対照図」をご覧ください。ご覧になっていただきたいと思います。

左の図が現行の用途地域図でございます。キリンビール京都工場跡地については工業地域として建蔽率60パーセント、容積率200パーセントの指定を行っております。今回、右の図のとおり地区整備計画による地区幹線道路2号（東西道路）の中心を境にして、北側を商業地域として建蔽率80パーセント、容積率300パーセントの指定、また道路中心より南側につきましては近隣商業地域として建蔽率80パーセント、容積率300パーセントの指定をすることとしております。

資料1 - 3の用途地域の新旧対照表にお戻りいただきたく存じます。変更対象箇所をゴシック体で現してございます。上段から第1種低層住居専用地域でプラス0.1ha、第1種住居地域でプラス0.2ha、近隣商業地域がプラス5.6ha、今回新たに指定します商業地域がプラス4.6ha、工業地域がマイナス10.5haとなりまして、合計面積は市街化区域面積と同じ524haとなっております。

次に、資料1 - 5が高度地区変更の計画書となっております。これは向日市決定分でございます。高度地区の種類別の面積を記載しております。

資料1 - 6の高度地区変更の新旧対照表をご覧ください。今回の変更箇所は地区計画区域の南西に計画している公園部分、右側の図面の中央部地区幹線道路4号の西側でございます。現在の工業地域から隣接の第1種住居地域に変更することから、第1種住居地域に規定している第2種高度地区を併せて指定するものであります。また地区南東の道路に接する箇所、大阪国税局向日町宿舎及び農林水産省向日寮の南側道路については、これまでの道路中心界から道路北側界に変更するものであります。いずれの箇所の面積につきましても、単位がヘクタールで、小数点以下の面積増となりますことから、面積を整数表示しております関係上、資料1 - 5の数値の変更はございません。図面での区域のみの変更であります。

また、地区計画につきましては、現在、京都市を始め関係機関と協議を行っておりまして、まとも次第原案を委員の皆様にご報告させていただきます。

今後のスケジュールとしましては、「向日市まちづくり条例」に基づき、原案の公告・縦覧を行い、更に説明会、公聴会を経て、都市計画法第15条の2第1項の規定による案の申し出を京都市に行きたく存じます。

また、本市が都市計画決定する「地区計画」や「高度地区」につきましても、地域地区（用途地域）の変更と、併せて進めていく予定であります。

なお、今回の手続も行政界を跨ぐことから、京都市と足並みを揃え、都市計画手続を行って参りたく存じております。

以上、簡単でございますが、「地域地区（用途地域）の変更に係る報告」とさせていただきます。

（会 長）

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

（委 員）

資料1 - 4で、工業地域を商業地域及び近隣商業地域に、道路を境に分けるということですが、なぜこうしないといけないのかということと、南側の工業地域を住宅地になっているのに残さなければならぬのか。それと、今残そうとしているところの東の端に工場があるので、そのあたりの詳しい説明をお願いします。

（事務局）

キリンビール工場跡地につきましては、さきほどの説明にもありましたように、広域的な商業・業務、さらに生活・文化など複合的な都市機能をもった市街地を形成するという事で、平成16年9月に地区計画を都市計画決定したものです。この地区計画にふさわしい地域地区の変更としては、2号幹線より北側のC地区には大規模商業施設の立地ということで、商業地域として指定するという事。南側には将来の土地利用の配置や、2号幹線の賑わいをもたせる観点から近隣商業地域と考えたものでございます。そのさらに南側の工業地域でございますが、ご承知のように都市計画というのは、工場が住宅地に変わったから後追的に都市計画を変更するものでなく、道路整備や区画整理の面的整備によりまして、目指すべき市街地像に対応した用途地域に変更するという観点からおこなうものです。南側につきましては、都市計画道路の見直し等で道路整備を行うわけですが、それに合わせて南側については考えていきたい。

（委 員）

商業地域で、新しいテナントはそれでいいかもしれないが、オムロンは商業よりは前の工業地域のままのほうが良かったのではないかと。それと、近隣商業地域のうち半分は学校が来て半分は共同住宅が来る。少しは店舗が来る。少し店舗が来るから近隣商業にしておこうかということなのか。工業地域を残すところで、出来たばかりの住宅をつぶして工業地に出来ないのに、むしろ向日市の中ではモデル的な住宅地ですので、なぜそれが工業地域で残すのか分かりません。疑問に教えてください。

（事務局）

まず、オムロンヘルスケアですが、ここには工場ではなくて本社ビルが出来て、本社が移転されるということでございます。次に近隣商業地域ですが、2号幹線のにぎわいということを考えてみると、これに貼りつく商業施設に期待するところがございます。そういった意味でも近隣商業地域に設定したものでございます。次に前回の都計審でも話させていただいたのですが、キリンの西側の土地区画整理事業でも将来の土地利用を考えながら用途地域の変更も考えております。それと南側の井上電機跡についても宅地化されていますので、住居地域に変更していくべきであ

ろうと考えており、調査検討をしております。これら3つの地域の用途地域の変更を考えておりますが、それぞれ事情が異なりますので、特に洛西口駅前の土地区画整理事業では京都市との調整も必要となっておりますので、時期的にずれをと思いますが、将来的にはこの3つの地域の用途地域の変更をしてみたいと考えております。

(委員)

この商業地域、近隣商業地域の横の京都市域の地域は同じように京都市と調整されているのですか。

(事務局)

商業地域については京都市域でも同じように商業地域で計画をされています。また、近隣商業地域につきましても、東側は近隣商業地域で同じ用途で計画されています。

(委員)

今の質問と同じで、京都市との都市計画上の整合性が、商業、近隣商業地域が合っているのが確認したかったのと、南側の工業地域と洛西口駅前の区画整理の第一種低層住居専用地域も一番厳しいのですが、今後の区画整理事業の進展にあわせて見直しの方向で考えるということですね。この上の少しだけ工業地域が残っていますが、この地域についても検討されるのかどうか。

(事務局)

一部残っている工業地域、この地域は北側の京都市との関連が非常に強いので、これも含めまして京都市と調整を図っているところでございます。

(委員)

商業地域があって、近隣商業地域があって、第一種住居がある。商業地域と第一種住居がいきなりぶつかると問題があるので、近隣商業地域が間に入ると緩衝材の役割をして適切だと思います。その近隣商業地域と第一種住居の間に公園が配置されているのですが、この公園の位置付けはどのようなものか教えてほしい。

(事務局)

公園が少ないことは、本市において課題となっております。今回約6,700㎡ほどの公園をキリンから移管するということになるのですが、都市公園として地域の方々の緑の憩いの場として、また防災面において災害時の活用などを含めまして多目的に活用していくという思いでございます。それと商業地域と住居地域とを分ける緩衝緑地としての意味合いをもたせてまちづくりに活かしていきたいと考えております。

(委員)

商業地域、近隣商業地域の容積率が300パーセントになっているのですが、確か以前の地区計画ではもう少し低い容積率だったと思うのですが、整合はとれているのか。逆に施設計画がは

っきりしないなかで、容積率について地区計画での変更されることがあるのか。

(事務局)

容積率の関係ですが、平成16年9月に地区計画の指定をしたなかで、近隣商業地域では250パーセントの指定をしております。今回、指定容積率として300パーセントとしておりますが、容積率の指定基準というものがございまして、200、300があるのですが、250という指定基準がございません。ですから地区計画で250ということで、実質的に優先されるのは、ここにある250で、地区計画で規制される。指定容積は300でございまして、さらに規制をかけているという状況でございます。

(委員)

確認ですが、地区計画を変更して300にするということはありませんかということでしょうか。もしくは、変更するときには審議会にかけることになるのか。

(事務局)

今後の土地利用によって、さらに容積率を変更する場合が出てくるかもしれませんが、そういう場合には当然審議会にかけて再度検討することになるかと思えます。

(委員)

洛西口駅前の第一種低層住居専用地域で近い将来見直すことになっているのですが、阪急に沿って商業地域や近隣商業地域にするとか考えてられないのですか。一面1種類の用途にされるのか。

(事務局)

東西の2号幹線沿いには同じように近隣商業地域を貼りつけることによってにぎわいを出していきたい。また、阪急沿いの洛西口駅までの沿道につきましても、近隣商業地域を貼りつけてにぎわいを出していきたいと考えております。そして、大きな道路の沿道以外の部分は、住居系で街区を形成していきたいと考えております。

(委員)

先ほど説明していただいた資料1-3で、工業地域10.5haが減った後、一種低層、一種住居、商業、近隣商業になるのですが、都市計画的にいうと人口が増えると、都市施設を増やしていかなければならないことになるのですが、市全体の大きな枠組みの変更が生じるのか生じないのか、市の判断はどういったものなのでしょうか。

(事務局)

用途地域の変更に伴いまして、人口の予測が変わってくるのではないかとということですが、市街化区域の全体の規模を考える必要があり、これについては概ね5年に1度の都市計画基礎調査を行っており、そのなかで考えていきたいと思っております。

(委員)

第一種住居専用地域のところの変更を検討されているということですが、以前の審議会でも話されたように、駅前が必ずしも商業地域で商店が貼りつかなくてもいいのではないかと考えているのですが、キリンの跡地に大きな商業が配置されるので、実際にここではこういった商店の配置や育成を考えられているのか。

木津川市の再開発を見に行ったところ、以前あったパン屋さんがなくなりまして、歯医者さんになっただけになっているのですが、あの辺りでは全然商店が貼りついてませんし、どのように検討されているのか経過を教えてください。

(事務局)

キリンビールのほうで、こういった集客施設が入ってくるのかははっきりしていないのですが、大きな複合施設ができるだろう。その西側のこの地域については、その大型施設へのアクセスになってくるわけですので。特に大きな道路の沿道にはにぎわいが期待できるので、少なくとも周辺には商業施設を貼りつけていくべきではないかという考え方で、洛西口駅の前が京都市でもございますので、私共の一存だけではなく、京都市と協議させていただいて、その上で駅前という利点を活用する。そしてキリンの大規模集客施設を活用する上では、商業系で沿道をつくって行くということがいいのではないかという思いで、これから京都市と協議していく。沿道から外れる部分では、うるおいという部分で、生産緑地等で緑が残る部分がございますが住宅系を持ってきたいと考えております。まだ概念的なものです。そういった思いを持っております。

(委員)

住居系のほうは緑とうるおいという話ですが、京都市で緑化の基本計画の見直しをしまして、目標を30パーセント近くまで上げようとしている。市街地部分にも屋上緑化や街路にも緑を入れていこうとしているので、周辺だけではなくて大型集合施設や共同住宅の中も、ただ箱物が建っているイメージではなく、周辺に緑を入れていただくように市から出来るだけ要請をお願いしたい。地区計画の中で位置づけていただきたい。

(委員)

洛西口駅の東側のポンプ場がありますが、施設は動かさないにしても、周辺を整備するとか、塀を建物の近くまで後退するとかは考えておられるのでしょうか。それとの関連では向日市側も考えていかなければならないので、その辺り何か聞いておられるのでしょうか。

(事務局)

これから協議を進めていくところで、ポンプ施設は確かに見た目のいいものではないのですが、駅前の利点を活かそうとすれば商業系が一番適切ではないかと考えます。今後京都市等と調整をしていきたいと考えております。

(委員)

学校用地の部分で、高層の建物は考えられていないのか。業務用地でオムロンの本社が建つということですが、日本電産のような高いビルが建つようなことは聞いておられないのか。それと共同住宅は今までと同じ計画で高層のマンションが建つのか。

キリンと反対側の区画整理は向日市がかなりお金をかけて、おおきなまちづくり、賑わいということで、キリンと足並みを揃えてとのことですが、今聞いていると、京都市、京都市ということですが、向日市としての考え方、方向付けが出来ていないで、京都市と協議と言っていると、向日市は一体何なんだということにもなりかねない。基本的な方針はいつ頃出されるのか。

(事務局)

高さ関係ですが、オムロンヘルスケアでは、平成23年10月に社屋を完成させるということでご承知かと思いますが、具体的な建物の大きさ、高さはまだ情報として入ってきていませんが、高層になるニュアンスでは捕らえておりません。学校ですが、平成24年4月に開校ということで進められるということで、まだ私どものほうへは建築に関して詳細な話はありませんが、学校なので高層になるとは考えにくいと思います。D-1街区の90mのマンション2棟ですが、これについても開発のデベロッパーが決まったわけではなく、具体的な計画が出てきておりません。それと、西側の土地区画整理事業ですが、組合が4月28日に設立されまして、現在換地計画を立てられておられまして、それと同時にキリンの用途地域などと整合させて考えているところでございます。したがって、京都市との調整というのも行政の仕事でございますが、こういった土地利用を考えておられるかは検討中で、今後組合の方とも調整を図らせていただいて、協議を進めていくなかで用途については決定してまいりたいと考えております。

(委員)

洛西口駅の区画整理で、向日市の行政がにぎわいとうるおいがある街として、組合とまちづくりについて、どのような話し合いをされているのか伺います。

(事務局)

土地区画整理事業については、目標として「にぎわいとうるおいある むこう緑都心」をあげている中で、向日市と業務代行の竹中土木、そして地権者の代表の方々と色々協議を進めているところでございます。やはり個人の所有地でございますけれど、8.4haと大きな地域でございますので、ひとつの街として向日市の玄関口でもございますので、いい街にしたいと検討しているところでございます。

(委員)

オムロンのような切り売りのような形で行われるのは他にも聞いておられるでしょうか。

(事務局)

学校にしましても、オムロンヘルスケアにしましても、当初、市が決定しました地区計画では、この地域ににぎわいのある集客機能や業務機能をもった施設を持ってくるということで、従来か

ら市の方向は示してきたところでございます。その中で、今回、業務機能として、製造業でない本社機能を有するオムロンヘルスケアさんが進出を決定されました。この地域をキリン側は、C - 2、D - 1、D - 2と向日市の大半は民間デベロッパーに土地を売却して高度利用していくという当初からの考え方でおられました。キリンビールの考え方は、大規模商業施設を予定されているC - 1街区についてはキリンビールが主体で事業展開をされていかれますが、それ以外は民間デベロッパーに任せていくという動きできておりますので、その中で向日市としましても、市としてメリットがあり、北の玄関口として、賑わいも創出され、雇用が図られ、将来的には税収も図られることで今まで交渉をしてきました。その中で学校が進出していただく、また、業務系のオムロンヘルスケアが進出してくださることになったわけでございます。今後、D - 1街区のマンション計画はまだ何も決まっておられませんので、これからいろいろな動きが出て来ると思いますので、そのときには当初から決めております地区計画に沿った区域になるように、いろんな面から話し合いをして、市にとって魅力になるように指導してまいりたいと考えております。

(委員)

景気が悪くなって土地の評価額が下がってきているなかで、キリンが大型商業施設を建てるということですが、その様子が変わってきかねない要素もあるのではないのか。デパートに行ってもお客さんが少ないといった状況ですが、大型商業施設についてはキリンが主体ということではよろしいでしょうか。

(事務局)

我々もそういった心配していますが、できるだけ早く商業施設の街開きを迎えられるように進めたいと強い意志をもって話をしておりますので、直接交渉している立場から申しますとそういった不安材料はありますが、今のところ前向きにやっていく意思で進められていると受け取っています。

(委員)

桂川駅前の駅前広場の横に駐輪場と公園が書かれているのですが、駐輪場と公園の位置を逆にしたほうが良いのではないかと思います。駐輪場が駅側にあると公園へ行かれる人はほとんどおられないのではないかと思います。

それとA地区に公園というのがあるので、緑は緑でまとめたほうが良いのではないかと思います。

駅前広場と駐輪場と公園の関係、また、大型商業施設の間の公園が繋がるといったデザインの検討とか、関係ないかもしれませんが、検討していただきたい。

(事務局)

桂川駅前の地区公園ですが、ここは京都市域になりまして、どういう意図でこういう形になったのかというのは聞いておりませんで、次回までに京都市に聞いてお答えしたいと思います。向日市域の公園、D街区の南側ですが、これにつきましては、出来るだけひとつにまとめようということで、以前はE街区の東側に一部北のほうにあったのですが、それを京都市さんをお願い

して南側にくっつけるような形で一体的な利用が図れるようにした経過がございます。

(会 長)

その他ご意見、ご質問もございませんようですので、この件につきましては終わらせていただきます。

次に、「都市計画道路見直しネットワーク構想案」について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「都市計画道路見直しネットワーク構想案」につきまして、説明させていただきます。

都市計画道路網の見直し案につきましては、これまでの審議会で、説明をさせて頂いたとおり、まちづくりの骨格となる都市計画道路網の早期整備に向け、実現性の高い設計図として見直しに取り組んでいるところであります。

昨年末に実施しましたパブリックコメントでは、前回の審議会(3月30日)で報告しましたとおり、お一人の方からご意見を頂いたところでございますが、今回、配布させて頂きました資料2-1の広報「都市計画特集号」により案内させていただきました相談会を、去る、5月19日から29日(金)までの間に、市内9箇所において開催し、直接市民の皆様方のご意見をお伺いする場を設けたところでございます。結果、資料2-2のとおり、総勢72名の市民の方からご意見等を頂戴することができました。

ご意見の主な内容としましては、先ず、存続路線に係るものとしては、自分の所有地に計画道路がかかっているかとの相談の他、「早期に完成を目指して欲しい」というご意見が多かったと存じます。

次に、追加候補路線に係るものとして、「ネットワークは理解できるが、自分の土地のどの位置まで道路になるか分かる計画図を早急に示して欲しい」という意見や、「拡幅は賛成であり、用地協力もする」という積極的なご意見もございました。

代替候補路線(変更候補)に係るものとしては、「既存道路をうまく使った良い計画である」とか、「都市計画道路は真っ直ぐなものだ」と迂回することに反対のご意見もございました。

関係機関調整区間に係るものとしては、「関係する近隣市と十分協議調整を重ね、将来的には廃止もやむを得ない」というご意見や外環状線については、「復活を強く求める」ご意見と「関係機関調整区間を直ちに廃止に改めるよう」という両面のご意見がございました。

廃止候補区間に係るものとしては、「権利制限が解除されることは歓迎する」など、廃止に賛成するご意見を頂戴いたしました。

その他、事業に伴う補償の相談や連続立体交差化事業の要望等を頂いております。

なお、今後の手続の進め方でございますが、特に追加路線として現府道向日町停車場線の「計画案を早急に示して欲しい」との意見が多かったことから、年内中に計画素案を市民の皆様にお示し、お話をさせて頂く機会を設けることを考えております。その後、この都市計画道路見直しネットワーク構想案を固めた後、「変更」「追加」「廃止」の各候補とした路線について、都市計画素案を作成し、順次、都市計画変更手続に入りたく考えております。

報告は以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。ただいま説明がありました「都市計画道路見直しネットワーク構想案」につきましてご説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

(委 員)

今回の見直し構想案で、大きなものは桂馬場線だと思うのですが、都市計画道路というのは直線であって、今回やむをえなく迂回して代替道路で通していこうとする案は仕方がないと思うのですが、実現可能な形で計画していったほしいと思います。

廃止路線についてですが、都市計画法53条で建築の制限がかかっている都市計画の路線上にあった方は、ずいぶん制約された方もおられるのではないかと。私どものほうにも該当の方から電話連絡がございました。ですから、そういう方から廃止にあたって、そういう方たちがどれ位おられるのか市として把握しておられるのか。そういう人達への今後の対応をどう考えていかれるのか。

(事務局)

都市計画道路に位置づけられた方には、都市計画法の53条によりまして、一定の建築の制限が課せられております。これは事業の円滑化を図るために制限をかけているわけです。53条の制限については全体で年間20～30件の申請が出されている状況でございます。制限をかけたまま事業が実行されないことも事実でございます。ですから早期に実行できるような形に見直したものが今回の道路見直しネットワークでございます。

(委 員)

一筆を書かれた方たちに対して、今後、懇切丁寧な対応も図っていただかないと困るのではないかと。思うのですが、お考えを教えてください。

(事務局)

計画道路の整備は市民福祉の向上を基本におき、一定の私権は制限される前提で緩和措置が行われている。手続きを踏んでいただきましたら3階建までは建築が出来る。固定資産税につきましては軽減措置をとらせていただいている。そういった中で、我々は時間がかかってもやり遂げるといって進めてきたところでございます。具体的な話になりますと、今回のように地域に入りまして、地権者の方の声を聞こうと努力をしてきたところでございます。今後、都市計画法上の手続きに入る場合には、当然地区単位で説明会を開きまして、おっしゃるような懇切丁寧な説明をしまして、廃止になる場合は十分にご理解いただくように努力してまいります。

(委 員)

桂馬場線は、京都市域では京都市道、阪急洛西口駅から緑の部分は向日市道、の上久世石見上里線では府道で、になると向日市道になる。市道と府道と両方ある都市計画道路ですが、当然管理はそれぞれで管理されていくわけですか。

(事務局)

府道については当然京都府の管理ですが、都市計画道路につきましては条件が異なっております。都市計画決定した都市計画道路について、実際に施工して計画道路を完了させた後の管理は、一般的には施工した側の管理になります。現在、4車線の都市計画道路については京都府の施工、管理になりますが、2車線道路については施工も含めて基本的には都市計画決定した側、向日市の管理になると考えております。

(委員)

前回の報告で、パブコメの意見が1件だけで寂しかったのですが、今回、相談会を開かれて72名が来られて、意見が出やすくなってきたと感じます。今までの説明会のように、市の方から一方的に説明して終わりというものではなく、方式を変えられたようで、まちづくりというのは市民の意見を反映していかなければ意味がないので、方式としては非常にいいなあと思っています。廃止候補の路線についてですが、廃止されて権利制限がとられて良いというところと、せっかく今まで協力するという意味で他の市町村でも廃止の前は制約に苦勞していたという意見が出てきますが、今回、反対の意見のなかで、廃止に反対の意見はありますが、制限があつて困つたという意見は出てません。具体的に廃止されて困るからこれをしてほしいという意見は出てきていませんでしたか。

(事務局)

「補償はどうなるのか」というご意見は、計画がかかったときにどうなるのかという意見です。廃止の補償ではございません。廃止については、廃止されることは結構なことですよというご意見でした。

(事務局)

今回72名もの方が参加された要因として考えられる点は、まず、広報誌があります。市の広報誌というのは二色刷りなんですけど、今回は都市計画特集号として発行したカラー刷りのものがございます。これがおそらく見やすかったことと、これを見て道路がかかっていることを始めてご存知になった方もおられました。地域ごとに公共施設がございますので、相談会の案内の日程を入れて呼びかけをしたことによって、道路にかかっている方がお見えになりましたし、新たに計画に入れた赤い破線、向日町停車場線については、地域の住民の方が十数名、一緒になってお見えになりました。いろんなご意見を頂戴しましたし、それをまとめたものがこの資料でございます。これは相談会ということでおこなったものですが、都市計画法上の説明会と違うもので、都市計画審議会でも前回お話をさせていただいて、実施したものです。これから都市計画変更をしていく場合には、法的な手続き以外にこういった地道に市民の意見を聞く機会を設けて、周知を徹底していくことが大切と考えます。今回の例を参考にさせていただいて、市民との対話で、出来るだけ争いなどが起こらないように、廃止や新設で規制を変える場合の対策を考えながら、この見直しを実現したいと考えております。

(委員)

このように努力していただいて、9日間もやっていただいて、職員のご苦勞は大変だったと思います。私も行かれた方とお話したことがあるのですが、窓口の方で対応できないようなこともあったようで、市役所の方で聞いて対応してもらったことも聞いております。身近なところで、市役所までいなくても聞いて良かったと思います。市民から見ると72名は僅かで、廃止の問題、追加の道路に関連する自治会にも十分な説明をしてもらいたい。地域にはどんな制限がかかっているか知らないし、これから何をどうしたいのかということもあるので、具体的にどんなことが想定されるのかを身近なところできっちり説明していただけたらと思います。

(事務局)

今後、正式な手続きに入りますと、説明かは各地域単位で開催していく必要がありますし、1箇所だけであるということはこの件に関しては無いと思います。実際、相談会を通じて市民の方と話し合いをする中で、誤解されていたこととか、こちらが説明不足の点とかいろいろなことが分かって、そこで事情を説明すれば分かっていただけました。今もありましたように、廃止されると困るというのではなくて、廃止していただくなら結構ですということで、最後はそういうことでお帰りになったケースもございましたし、やはり市民の方との対話が重要だと存じました。特に権利制限を伴うものでございますので、これにつきましては今後も慎重に進めていきたいと考えております。

(委員)

常々疑問に思うのは、冒頭に市の説明でありました実現可能という言葉が前置きされるのですが、今回このネットワーク見直し構想が全戸配布されたのですが、その配布直後から住民から大変な質問攻めにありました。改めて道路行政に対して我々の責任の重さを痛感したのですが、一般市民は都市計画道路も市道も府道も認識すら無かった。ですから追加の向日町停車場線のところでも新しい道路ができるといった誤解をされたこともありますので、当然担当の建設産業部も矢のような質問攻めにあわれたと思いますが、ただ、権利制限が解除されることへの安堵感もあるし、反対に桂馬場線の残した部分の行政責任、都市計画審議会の決定の重さを私は改めて委員として申し上げたい。そうでないと長いものですと都市計画決定されてからもう50年経っている。残された黒塗りの桂馬場線についても、JR 東海道線に沿って住宅密集地を本当に長岡まで行けるのか。そういう問題について理論は理論として、現実に実現可能だとおっしゃるのなら、いつ市民が供用開始されて広い道を走れるのかという部分で、残す部分についてもまだ制限がかかり続けるので、この問題について道路行政の一機関として都市計画審議会としての決定の重さを私自身痛感していますので、学者の先生もおられますが、議会の代表としての委員ですので、やはり実現可能で明日の向日市にとってどうなるか、市民にとってどう利益になるのかを第一優先に考えて行きたいので、都市計画審議会の決定についてもより慎重にことを進めていかなければならないと、今痛切に感じているところでございます。

(委員)

今回、黄色、赤、緑の意見を聞こうというものだったと思うのですが、今おっしゃられたよう

(会 長)

その他ご意見、ご質問もございませんようですので、本報告事項につきましては終了させていただきます。

本日、委員のほうから色々なご意見が出ましたので、当局のほうもそれを踏まえて取り組んでもらいたいと思います。長時間ご審議していただきまして、誠にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。